

様式第2号（第5条関係）

審議会等会議録

発言者・会議のてん末・概要

司会（田中主幹） それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第2回久喜市建築審査会を開会いたします。よろしくお願ひいたします。

本日は、委員全員の出席をいただいておりますことから、過半数に達しておりますので、久喜市建築審査会条例第5条第2項の規定により、本審査会は成立していることをご報告いたします。

また、議事録作成のため、録音及び写真撮影を行いますのでご了承いただきたいと存じます。

併せて、本日は議事録作成にあたり、会議録システムを活用しておりますことから、必ずマイクを通して発言していただきますようお願ひいたします。

本日の議題は久喜市建築審査会に申立てられました、久喜市建築審査会令和3年（審）第1号審査請求事件に関する口頭審査及び審理でございます。

それでは、久喜市建築審査会条例第5条第1項の規定によりまして、佐世会長に議長に就任していただき、会議の進行をお願いしたいと存じます。佐世会長よろしくお願ひいたします。

議長（佐世会長） それでは、私の方で議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、議題（1）については公開でございますので、傍聴を認めます。傍聴者がいる場合には、入室をお願いいたします。

【事務局：傍聴者入室の誘導】

議長（佐世会長） どうぞお掛けください。よろしいでしょうか。

それでは、これから口頭審査を始めますけれども、傍聴の方にご注意を申し上げます。入室の前に、傍聴に関する注意事項をお読みのことだと思いますが、その内容をお守りいただき、会議の進行の妨げにならないようご協力をお願ひいたします。もし万一、守れないような場合には、退場等をお願いする場合がございますのでご承知おきください。また、携帯電話等をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードにしていただくようお願いいたします。これが注意事項でございます。よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、議題（1）の久喜市建築審査会令和3年（審）第1号審査請求事件に関する、建築基準法第94条第3項の規定による、公開による口頭審査に移ります。口頭審査に入る前に、事務局より出席者の確認と、これまでの経過説明をお願いいたします。

司会（田中主幹） それでは、出席者の確認に移ります。お名前を読み上げますので、挙手していただければと思います。

【審査請求人出席者の確認】

【処分庁出席者の確認】

司会（田中主幹） 次に、これまでの経過について説明させていただきます。

本件は、審査請求人より建築基準法第94条第1項の規定により、本審査会に審査請求の申立てがなされました。また、審査請求書に不十分な点があったことから、審査会より補正を求め、補正書の提出により補正がなされたところでございます。

その後、処分庁より審査請求に対する弁明書が提出され、審査

司会（田中主幹） 請求人より弁明書に対する反論書が提出されましたが、処分庁より、その反論書に対する弁明がなされなかつたことから、本日、口頭審査を開催するものでございます。以上が経過説明となります。

議長（佐世会長） ありがとうございます。それでは、ただいまより、建築基準法第42条第1項第5号の規定により特定行政庁が指定した、昭和40年9月30日付け指定番号第195号及び、昭和41年6月24日付け指定番号第172号の位置指定道路について、令和3年3月16日付けで審査請求人から申立てがなされました審査請求につきまして、口頭審査を始めます。

まず最初に注意事項ですが、発言における注意事項といたしまして、これからお話を聞きしますけれども、陳述の内容が事件に関係のない事項にわたる場合であるとか、その他相当でないという場合には、発言をご遠慮願う場合がありますのでご承知おきください。

また、記録の作成にあたり、どなたが発言をするか確認できるように、発言をされるときはお名前をおっしゃっていただきながらお話をいただきたいと思います。この2点ですね。よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に私の方から確認をさせてください。

審査請求人に対しての書類の確認です。審査請求人の方からは、令和3年3月16日付け審査請求書、それから令和3年4月23日付け補正書、それから令和3年5月24日付け補正書、それと最終的に令和3年7月21日付け反論書と、合計4種類ですかね。主張書面として4種類出ておりますけれども、皆さんのご主張はですね、この、今申し上げた4種類の書面のとおりでよろ

議長（佐世会長） しいでしょか。それを最初に確認させてください。

これはこれでよろしいですかね。

審査請求人 はい。

議長（佐世会長） 後でまた発言に戻りますからね。書面は書面でよろしい。そういうご主張をされる。そういうご趣旨と承ります。

それでは処分庁の方ですけれども、処分庁からは、令和3年6月24日付けの弁明書が出ております。書面は1種類でよろしいですかね。このとおり主張されるということでおろしいですか。

処分庁 はい。

議長（佐世会長） では、書類的には、審査請求人からは4種類の書類のご主張のとおり。それから、処分庁からは弁明書のとおりというふうに承ります。

それを前提といたしまして、それでは、審査請求人の皆さんから、本日、その書面関係についてですね、さらに補足するべきことであるとか、或いは、特にこの機会におっしゃっておきたいこととか、そういうことをおっしゃっていただきたいと思います。発言される方が名前を述べて、発言していただければと思います。どうぞ。

審査請求人 A1 A1と申します。私たちは、久喜市建築審査会に審査をお願いいたしました、久喜第116町内会の私、A1、それにA2、A3と申します。町内会は、市の定めた行政区の名称、区域と同じく、久喜北1丁目一部、古久喜の一部で211所帯を有しております。区長は、町内会会长を兼務し、町内会を運営しております。116区域内の道路は、砂利道、道路幅員の狭い狭隘道路や袋状道路が多く、長年にわたり、市に道路整備を要望して参りました。

審査請求人 A1 生活道路の整備要望の経緯。審査をお願いいたしました生活道路は、建築基準法に基づく位置指定道路です。長年にわたり、整備要望をして参りました道路でございます。

生活道路の位置。道路は、116区町内会5班の区域にあり、位置指定道路沿いに市街地を構成しております。

要望書の提出。23年前、平成10年に市議会議員にご相談し、市の対応について説明を受けて、平成11年9月20日付けで、私道寄附採納に対する要望書を建設課に提出いたしました。その際、道路は位置指定道路であることを知りました。

市議会の動きでございますが、平成11年12月、市議会で取り上げられ、建設部長は、私道の道路整備は、まず市道の未整備道路を優先に行うので、私道を市が整備することは、現在考えていない。行き止まりの道路については、現在、私道寄附採納要綱に沿って実施しているが、基本は崩さずに、行き止まりの私道の見直しを検討している。と答弁しています。

その後の地域の動向でございますが、機会あるごとに市に要望して参りました。位置指定道路の関係資料の閲覧につきまして、平成26年7月18日、位置指定道路の関係資料の閲覧を求め、承諾書、付近の見取り図、地籍図の閲覧を希望いたしました。提供された資料は、道路位置変更届団でした。

市道4032号に接続する生活道路の整備要望書の提出でございます。今回、市議会議員の助言を受け、平成29年10月26日付け久喜第116区区長から、久喜市長宛に、市道4032号に接続する生活道路の整備要望書を提出いたしました。国土交通省や埼玉県の建築関係のホームページを参考にして、整備要望書には、長年の市役所の関係部局との折衝結果から、整備不可の理

審査請求人 A1 由は、道路幅員が4.0メートル未満であること、道路形状が袋状道路であることであることを推察して、建築基準法施行令、昭和25年11月16日、政令第338号、建築基準法施行令第144条の4、道に関する基準に不適合と考えます。市の建設部門、道路担当部門は、特定行政庁の位置指定道路、すなわち、建築基準法の運用が不適格と異議を唱えていることになります。近隣住民、市民では解決は困難です。法律上問題があれば、行政機関内で協議し解決を図っていただき、住民の長年の要望である生活道路の整備をお願いするものでございます。と要望いたしました。

市長からの回答でございます。久喜市長から、平成29年11月24日付け久建第3458号で、久喜116区区長宛に回答がありました。回答内容は次のとおりです。

1、要望のあった道路の概要。久喜市北1丁目524番2地先、位置指定道路。

2、当該道路の整備に係る方針。別紙寄附採納の条件を満たした場合は、久喜市私道採納要綱の規定に基づき、当該道路を採納します。なお、採納後、道路法の規定に基づき、当該道路の市道認定について、市議会に議案上程します。また、当該道路を通り抜け形状とするための整備について、現況で道路形態がない箇所においては考えておりません。

別紙寄附採納条件について、寄附採納の要件について定めた久喜市私道採納要綱第3条の規定と当該道路の形状を照合した結果、次の条件を満たした場合は、当該道路を採納します。

(1) 同条第1号関係。当該道路の敷地の土地登記簿について、所有権以外の権利が設定されている場合は、寄附申請者にお

審査請求人 A1	いて、あらかじめ当該権利を抹消すること。
	(2) 同条第2号関係。寄附申請者において、現地の測量を行い、道路の境界を確定すること。
	(3) 同条第4号関係。当該道路の幅員が4.0メートルに満たない箇所については、構造物等を撤去または移設し、当該道路の全体が幅員4.0メートル以上となるようにすること。また、併せて分筆等により敷地の確定も行うこと。
	(4) 同条第5号関係。当該道路と市道久喜4032号線との交差点に隅切りが片側しか設置されていないため、両側ともに隅切り部の辺の長さ2.0メートル以上の隅切りを設置すること。また、併せて分筆等により敷地の確定も行うこと。
	(5) 同条第6号関係。当該道路内に設置されている電柱2本が交通上支障となるため、民有地内に移設すること。
	(1)から(5)までの条件を全て満たしたうえで、当該道路の寄附採納を希望される際には、要綱第5条の規定に基づいて、関係の地権者から私道寄附申請書を市に提出してください。
	なお、申請にあたっては、当該道路の舗装の一部が痛み、ひび割れや窪みが生じていることから、舗装の修繕を行ってください。また、要綱第3条第9号の規定により、当該道路の隣接地に寄附申請者以外の土地に土地所有者がいる場合は、要綱様式第4号の隣接土地境界承諾書に必要事項を記入し、当該隣接土地所有者の署名、押印を得て、提出してください。
	以上の回答がありました。
審査請求人 A2	A2です。回答をいただいたその結果、市長から回答を受け、116区町内会において、会長にご相談の上、町内会に勉強会を立ち上げ、別紙寄附採納の条件についての検討を行いました。

審査請求人 A2 道路の敷地所有者の確認。市長からの回答添付資料、道路位置指定変更届図に記載の道路となる土地の地名地番から、建設管理課の協力を得て、公図、登記簿等により、道路の敷地所有者の確認を行いました。

久喜市私道採納要綱第3条の規定の確認。第3条（3）建築基準法昭和25年法律第201号、第42条の規定に該当する道路であること。要望のあった道路の概要により、久喜市北1丁目524番地先、位置指定道路から、建築基準法第42条第1項第5号の位置指定道路の基準を満たしていないことを市長が指摘しています。なお、寄附採納の条件（2）、（3）、（4）は、建築基準法第42条に規定における、関係法令、建築基準法施行規則第9条、建築基準法施行令第144条の4にあたり、回答は満足しないとされています。現状の道路敷地の調査、位置指定道路の指定は、道路となる土地の地名と番地によることから、位置指定変更図の道路の敷地番地により、法務局から公図、土地所在地、地積測量図より、道路幅員を確認しました、道路幅員は3.6メートル、2間でした。

建築審査会に審査をお願いした理由でございます。久喜市長からの市道久喜第4032号線に接続する生活道路の整備要望について回答の、寄附採納の条件を、第116区町内会に勉強会によって検討した結果、市長の指摘のとおり建築基準法上の道路ではなく、建築基準法第43条の接道義務、原則、4.0メートル以上の道路に2.0メートル以上接していることとされ、敷地には、原則として建築物の建築を認めない土地であること、現状の道路内に建築された建築物は、全て無接道道路、無接道建築物となります。市役所の関係各所に折衝しましたが、結論が出ず、建

審査請求人 A2 建築審査会に審査をお願いしたものです。よろしく審査をお願い申し上げます。

なお、町内会の勉強会において検討した資料を、建築審査会に提出しました。ご清聴ありがとうございました。

議長（佐世会長） ありがとうございます。

審査請求人 A3 A3と申します。弁明書についてご意見を申し上げたいと思います。

久喜市長は、平成29年11月24日付け久建第3458号で回答し、久喜市久喜北1丁目524番2地先、位置指定道路は、建築基準法の規定に該当する道路の条件を満たしていないとされています。久喜市長は、久喜市建築審査会長あてに、令和3年6月24日付け久築第249号で弁明書を提出しております。建築基準法第42条第1項第5号位置指定道路について、不適合であるとされている公文書と適切であるとする公文書があることは、市民並びに町内会に市長は2枚舌を使ったことになります。

市長は久喜市を統括しこれを代表します。久喜市の事務を管理し及びこれを執行するとされています。両公文書は市役所内部の問題ですので、弁明書に町内会から反論する必要がないと考えますが、町内会において、建築基準法の運用について、久喜市建築審査会に審査をお願いしましたので、建築基準法に関するについて第116回町内会として反論します。

弁明書に対する反論。2、弁明の理由（1）まず、取消しの主張についてのアの弁明に対する反論。位置指定道路は、建築基準法42条第1項第5号の道路で、土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法などによらないで築造する、政令で定める基準に適合する幅員4.0メートル以上の道で、これを

審査請求人 A3 築造しようとする者が、特定行政庁からその位置の指定を受けたものを言います。

市長が回答で、久喜市寄附採納要綱の条件第3条を満たしていないと回答されています。第3条には、（3）建築基準法第42条の規定に該当することとあり、建設管理課の現地調査の結果、現地写真のとおり幅員が4.0メートル未満です。請求書の写真をご覧いただければと思います。ゆえに、建築基準法第43条の接続義務、原則、幅員4.0メートル以上の道路に接続することとされ、市長の回答によると建築不可能の土地です。昭和41年6月24日付け第172号、道路変更届図を建築審査課から提供を受け、また建設管理課は同一図面により、寄附採納の条件を満たしていないとしています。町内会においても検討を行って参りましたが同一意見です。

弁明書に治癒され有効になっておりとは、理解不能ですので具体的な説明を求めます。

特定行政庁は違反建築物に対する措置（建築基準法第9条）をとることができ、市長からの回答、別紙寄附採納の条件（3）同条第4関係において、当該道路の幅員4.0メートルに満たない箇所については構造物などを撤去または移設し、当該道路の全体が幅員4.0メートル以上になるようにすることとあります。道路を申請者が指定どおり構築しないことも、道路内建築も違法行為ですので特定行政庁の業務です。

これまで道路中心線から2.0メートルの位置を道路境界線として、建築行為によって道路の幅員を確保した事実がありと弁明されていますが、建築基準法第3章に至った際、現に建築物が立ち並んでいる4.0メートル未満の道で特定行政庁が指定したも

審査請求人 A3

の、建築基準法第42条第2項の道路を指します。この2項道路といいます。指定した場合は、公告する必要があります。位置指定道路と2項道路が重複して指定していることになります。建築基準法の運用に支障を期します。どちらかの処分を取消す必要があるのではありませんか。

それから、2の(1)のイの弁明に対する反論。建築確認の際、敷地と道路や建築物の形態制限（容積率や建ぺい率、斜線制限、日影規制等）をどのように確認するのでしょうか。位置指定道路の幅員が3.6メートルです。建築確認に何ら妨げにならないとのことですですが、市長が満たしていないと指摘した道路を特定行政庁は自ら違法建築を認めるのでしょうか。

2の(1)のウの弁明に対する反論。位置指定道路は、建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法などによらないで築造する政令で定める基準を、適合する幅員4.0メートル以上の道で、これを築造しようとする者が、特定行政庁からその位置の指定を受けたものです。道路と接する敷地との間に、私道が存在する必要がありませんが、どの部分を私道と言うのでしょうか。

建築基準法に基づき、私道の変更または、廃止を禁止し制限することができるとしていますが、特定行政庁が指示した公文書を開示ください。私道を制限した公文書ですね。また、建築基準法第42条の道路の定義以外を私道と理解しておりましたが、久喜市の私道の定義をご教示ください。

なお、建築基準法第42条第1項第5号の指定に基づく指定の申請は、建築基準法施行規則、昭和25年建設省令第40号、第9条に定められ、河川管理者、港湾管理などの国や、都道府県な

審査請求人 A3

どによる申請も可能です。

2の（1）に対する反論のまとめ。現状の生活道路、位置指定道路の両側に立ち並ぶ建築物は無接道建築物となります。現在、建築確認した建築主事、埼玉県、久喜市、特定行政庁及び一般財団法人埼玉住宅検査センターの建築確認は不作為となり責任重大です。特定行政庁は、既存の位置指定道路を廃止し再指定を行い、無接道建築物の解消し、市長の回答に対応する責務があります。

2の（2）次に本件指定処分を取消し、位置指定道路を再指定すべきとする主張についての弁明に対する反論。

2の（2）アの弁明に対する反論。市長からの回答。平成29年、これはちょっと省略させてもらいます。同じこと書いてありますので。回答を満たしていないと回答がありました。採納要綱第3条（3）、建築基準法第42条の規定に該当する道路であることとあり、市長は満たしていないため、敷地の測量、境界の確定、幅員4.0メートル以上の確保の条件を満たすことを求めています。弁明によると、土地利用状況から、現行基準に合致させるのは到底困難であることは当然予見でき、むしろ利害関係者の既得の利益を侵害すると思料するとされていますが、市長は、特定行政庁においても、到底困難なことを区長に求めてきたことがあります。市長の公文書の全否定となります。

2の（2）のイの弁明に対する反論。建築基準法道路関係規定運用指針、建築基準法道路関係規定運用指針の解説について。建築基準法道路関係規定運用指針はじめに記載されているとおり、建築基準法制度に責任を持つ国として、特定行政庁の制度の趣旨に沿った的確な運用を支援していくため、道路に関わる各規定の

審査請求人 A3 原則的な考え方を技術的助言として示すことにした。各特定行政
府は本指針を参考にしつつ、法の適正な施行に努められたいと記
述されており、久喜市民である第116区町内会では、記載され
た国の原則的な考え方沿い、市長の回答を検討し、建築基準法
上の問題ですので、建築審査会に審査をお願いしました。

2の(2)のウの弁明に対する反論。指定は、上記説明のとお
り、申請に基づき特定行政府から位置指定を受けるものとされ
て、指定は申請に基づき特定行政府が指定したものです。指定を行
う際、関係法令に適合する審査を行う必要があり、適合してい
ると判断して指定したものと理解します。建築基準法道路関係規
定運用指針の解説の8ページは、位置指定道路の指定取消しに關
わる手続きの記載で、指定は申請に基づく、指定の取消しは、特
定行政府は申請によらないことが可能であると記載されています。

繰り返しますが、市長からの回答、寄附採納条件を満たしていないと回答がありました。採納要綱第3条(3)の建築基準法第
42条の規定に該当する道路であることとあり、市長は満たして
いないため、現地の測量、境界の確定、幅員4.0メートル以上
の確保の条件を満たすことを求めています。市長の回答は、根拠
にならないのでしょうか。

2の(2)エの弁明に対する反論。道路沿線の住民も、道路の
整備要望を提出したところ、市長から回答で、幅員が4.0メー
トル未満であるので、4.0メートルの幅員を確保するなどの條
件を受け、驚き、関係各課と打ち合わせを行うとともに、町内会
に勉強会を立ち上げ、建築基準法関係機関等と打ち合わせた結
果、市長の回答のとおり建築基準法の基準を満足していなく、既

審査請求人 A3

存建物は無接道建築物となり驚いています。

本件は行政側から処分されているものとされているが、市長は久喜市を統括しこれを代表します。久喜市の事務を管理し及びこれを執行するとされています。市長が建築基準法第42条の規定に該当する道路を満たしていないと指摘しています。特定行政庁の代表者は市長です。特定行政庁は市長の指摘に対応する責務があります。

あと、2(2)のオの弁明に対する反論。指定道路の指定は、建築基準法施行規則第9条に基づき申請されたもので、付近の見取り図、地積図として指定を受けようとする道路の位置、地番、地目、土地の所有者を提出する必要があります。特定行政庁は、建築基準法施行令第144条の4、道に関する基準に適合するか審査する必要があります。弁明によると、審査していないことになります。指定は地番で行われるため、確認するには法務局の公図などの照合が必要です。

2の(2)のカの弁明に対する反論。指定を受けた道路は、公共用に供する道路として非課税です。これは地方税法第348条、指定を受けていない敷地は課税対象ですので、道路幅員が弁明のとおりであれば地方税上の不作為となります。市道寄附採納要綱第3条(3)は、建築基準法第42条の規定に該当することとあります。寄附採納条件はいらなくなります。道路幅員が狭いと、建築基準法、道路法、下水道法、地方税法、市の条例などと関係します。道路反射鏡設置、防犯灯の設置が認められていません。

2の(2)キの弁明に対する反論。市長の指摘から特定行政庁の不作為は明らかです。市長の指示に基づき、現状の指定を取消

審査請求人 A3 し、新たに指定を行い、無接道建築物の解放し、建築確認の不作為を解消することを求めます。久喜市地域防災計画では、生活道路は平常時に市民に最も身近な道路であり、災害時には避難、救援物資等のための道路、延焼遮断体としての役割を果たしています。このため、できるだけ格子状の道路網を形成するよう整備を図り、安全でゆとりのある空間づくりを進めていくと、環境経済部、それから建設部が市民に公約しております。

建築基準法第3章は、接道義務、それから道路内建築制限、用途制限、容積率、建蔽率など、集団としての建築物の秩序に間接制御を定め、建築物が集団で存在している都市機能や、市街地環境の確保を図ろうとするものであると。

道路は、建築物との関係において、単に通行の場とするにとどまらず、建物の利用、災害時の避難路、消防活動の場、建築物の日照、採光、通風などの確保など、安全で良好な環境を、市街地を形成する上で、極めて重要な機能を有しています。このため、法上の道路の指定の的確な運用は、当初の適正な施行に不可欠なものであるとされていますと言われています。

弁明書に対する反論のまとめということでまとめさせていただきました。

ちょっと建築基準法をはずれるかもしれません、ちょっとと言わせていただきます。

道路設備については市役所の折衝において、そのような条件の悪い場所に住んだのは自己責任と言われました。久喜市役所の方から久喜市に住んだのが悪いと言われて、驚愕しました。今は、今回弁明書を読み、つくづくと久喜市に住んだ責任感を肌で実感しました。大学や病院が久喜市から退出しています。道路の整備

審査請求人 A3 を要望したところ、多額の負担を求められ途方に暮れています。町内会の会員も高齢化が進んでいますので、他の都市に移住する財力のある人は限られています。道路は整備されず、狭隘道路や砂利道でますます住みにくくなり、空き家が増え、子供の少ない暗い街になります。今年、東京 2020、東京パラリンピックが行われました。参加した全ての皆さんのがいを克服し、こつこつと忍耐強く努力して成果を上げる姿に感激いたしました。私たちは、町内会も法律に従い、障害をこつこつと忍耐強く克服して、道路の整備を要望する所存です。また、建築基準法の問題を解決したい。まず、建築基準法の問題を完結したいと思います。明るい第 116 区を目指して、こつこつと頑張ります。以上です。

議長（佐世会長） はい、ありがとうございます。他に大丈夫ですか。よろしいですか。主張としては。

審査請求人 A3 はい。

議長（佐世会長） それでは処分庁の方で、何かご主張することはございますか。

処分庁 はい。久喜市建築審査課源関でございます。すでに提出してございます弁明書に加える内容につきましては、特にございません。以上でございます。

議長（佐世会長） それでは、審査委員の方から何かご質問等ございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。丁寧な書面が出ているので、特に委員の方からもないようですが、他に何かご質問等がなければ、口頭審査を終了したいとおもいますがよろしいでしょうか。

（双方からよろしいという回答）

議長（佐世会長） はい、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、口頭審査を終了させていただきます。

議長（佐世会長） 本日、次に議題2、久喜市建築審査会令和3年（審）第1号審査請求事件に関する審議会の審理に移りますが、審査請求に関する審理につきましては非公開となりますので、当事者の皆さん、審査請求人の皆さんと、処分庁と、それから傍聴人の皆さんは退出をしていただくことになります。本日はどうもご苦労さまでした。

【以下非公開】

【以下公開】

議長（佐世会長） それではこれで終了して、事務局にお返しします。

司会（田中主幹） それでは佐世会長ありがとうございました。委員の皆さんも長時間にわたりありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第2回久喜市建築審査会を閉会
といたします。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和3年10月4日

佐世 芳

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。